

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	5
○農業委員会が行う交換分合計画の認可(3件)..... (農業施設管理課)	5
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	5
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	6
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	6
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	6
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	8
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	8
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	8
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	9
支庁告示	
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知.....	9
○特定調達契約に係る入札の公告.....	9
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正.....	11

告 示

北海道告示第630号
 土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(初田地区中山間地域総合農地防災(農業用排水、暗きょ))事業の土地改良事業変更計画を定めた。
 その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成19年10月9日から20日間、一般の縦覧に供する。
 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第631号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、清水町農業委員会が定めた下人舞地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第632号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、士幌町農業委員会が定めた佐倉地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第633号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第98条第8項の規定により、大樹町農業委員会が定めた中島・日方地区の農用地等の交換分合計画を認可した。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第634号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
女満別	畑地帯総合整備[担い手育成型](農業用排水)	平成18. 3.29
同	同 (農道)	同 18.12.20
同	同 (土層改良、暗きょ、区画整理)	同 17.12. 9
同	同 (農用地造成)	同 8.12.10
佐呂間東部	同 (農道)	同 17. 9.30

佐呂間東部	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (区画整理)	平成15.11.20
同	同 (暗きよ)	同 18.12.20
同	同 (土層改良)	同 16.12.10
札 久 留	同 (農業用排水)	同
同	同 (暗きよ)	同 13. 8.30
同	同 (土層改良)	同 17. 6.20
第 2 南 部	同 [担い手支援型] (暗きよ)	同 18.10.30
同	同 (区画整理)	同 18.12.20
同	同 (土層改良)	同 17.12. 9
第 2 境 野	同 (農道)	同 18.12.19
同	同 (暗きよ)	同 17.12. 9
同	同 (土層改良)	同 18. 7.20
第 2 勝 山	同 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)	同 17.12. 9
滝 上	同	同 17. 8.15
きよさと	中山間地域総合整備 (農業用排水、農道)	同 18.12.20
留 辺 薬	同 (客土)	同 16.12.10
同	同 (暗きよ)	同 16.11.29
同	同 (農用地改良保全)	同 17.11.18
福 富	農免農道整備	同 18.12.20

北海道告示第635号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年10月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 登別市富浦町1丁目51(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁産

業振興部林務課及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第636号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年10月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 様似郡様似町字旭146地先・75の1(以上1筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所 河東郡音更町字東和西二線21の3、字東和西三線14の2・14の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、8の2、10の2、12の2、16の1、18の2、20の1、22の1、22の6
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第637号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年10月5日

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 名寄市字朝日358の1
(2) 指定の目的 水源のかん養
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 登別市富浦町1丁目61の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)
(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡むかわ町穂別262の1(次の図に示す部分に限る。)
(2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字平賀657の52・657の58・657の123(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、657の54
(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字旭83(国有林。次の図に示す部分に限る。)、54・55(以上2筆国有林)
(2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡音更町字東和西二線23の4地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、23の1・23の4・25の1・25の4・27の1・27の2・29の2(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、21の3、字東和西三線12の2地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、14の2・14の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、8の2、10の2、12の2、16の1、18の2、20の1、22の1、22の6、24の15
(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡豊頃町背負75の1・88の1・88の4(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
(2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町字塘路30の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第638号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市大船町601の2(次の図に示す部分に限る。)、601の1

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字士幌西3線211の2(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第639号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 北斗市館野93の2・94の2・97(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 茅部郡森町字駒ヶ岳164の4、166の9、172の9、228の3、228の9、228の13、231の12、231の24、231の26、231の27、231の50、231の52、231の54

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第640号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第641号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第600号のとおりである。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

宗谷郡猿払村知来別1194の5所在の森林について所有権を有する 加賀谷 熊 吉

(2) 掲 示 場 所 猿払村役場

2(1) 所在が不明な者

礼文郡礼文町大字香深村字エコキナイ348、677、678所在の森林について所有権を有する 武 井 栄 治、武 井 寛 子

(2) 掲 示 場 所 礼文町役場

北海道告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 馬追原野北信濃線

3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
夕張郡長沼町字馬追原野3617番14地先から		前	8.00mから	369.10m	
夕張郡長沼町字馬追原野3862番地先まで			38.00mまで		
		後	12.00mから	369.10m	
			41.00mまで		

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第10号

次の貸金業者の営業所の所在地及び所在を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成19年10月5日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

1 住 所 札幌市白石区東札幌2条1丁目2番22号

2 名 称 松紳

3 氏 名 平澤 陽一

4 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02954号

5 主たる営業所の所在地 札幌市豊平区平岸2条7丁目1番15号 第2豊水ビル3F

北海道十勝支庁告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月5日

北海道十勝支庁長 岡 本 光 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア リール式散水施設（φ75以上、L=270m以上、レインガン・ブーム兼用タイプ）	3台
イ リール式散水施設（φ75以上、L=350m以上、レインガン・ブーム兼用タイプ）	1台
ウ リール式散水施設（φ63以上、L=360m以上、ブームタイプ）	1台
エ ホース（φ75 合成樹脂製 L=20.0m）	4本
オ 直管（φ75以上、L=6m）	197本
カ 直管（φ75以上、L=3m）	5本
キ 直管（φ75以上、L=2m）	10本
ク 直管（φ75以上、L=1m）	12本
ケ 立ち上がり管（φ75）	30個
コ 立ち上がり取水管（φ75）	5個
サ ベンド管90°（φ75）	3個
シ エンド管（φ75）	9個
ス マチノ式異径ジョイント（取水栓用）	7個
セ マチノ式異径ジョイント（分水栓用）	1個
ソ チーズ管（φ75×φ75）	1個
タ 異径マチノジョイント（φ75×50砲金製）	1個
チ ホース（φ50 合成ゴム製 L=20.0m）	17本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成20年3月20日

(4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成19年10月5日から11月5日まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道十勝支庁地域振興部総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道十勝支庁地域振興部総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階D会議室(送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁地域振興部総務課)
 - (2) 入札日時 平成19年11月15日 午前11時(送付による場合は、平成19年11月14日までに必着)
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道十勝支庁地域振興部総務課
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料に相当する郵便切手を添えて、北海道十勝支庁地

域振興部総務課に申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道十勝支庁地域振興部総務課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155-27-8508
- 10 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured :
- a . Reel Irrigator (pipe:over φ75, L=270m) (sprinkler type : raingun and Spray Boom) 3
 - b . Reel Irrigator (pipe:over φ75, L=350m) (sprinkler type : raingun and Spray Boom) 1
 - c . Reel Irrigator (pipe:over φ63, L=360m) (sprinkler type : Spray Boom) 1
 - d . Irrigation Hoses (plastic φ75 ×20m) 4
 - e . Quick Coupling pipes for surface piping (pipe : over φ75, L=6m) 197
 - f . Quick Coupling pipes for surface piping (pipe : over φ75, L=3m) 5
 - g . Quick Coupling pipes for surface piping (pipe : over φ75, L=2m) 10
 - h . Quick Coupling pipes for surface piping (pipe : over φ75, L=1m) 12
 - i . Hydrant Tee (φ75) 30
 - j . Hydrant Opener (φ75) 5
 - k . Bend Pipes 90° (φ75) 3
 - l . End Cap (φ75) 9
 - m . Machino Adpter (For the hydrant, φ63 × φ75) 7
 - n . Machino Adpter (For the twin hydrant, φ50 × φ75) 1
 - o . Inlet Tee (φ75 ×75) 1
 - p . Reducer with Machino Joint (φ75 ×50, zinc brouze) 1
 - q . Irrigation Hoses (φ50 ×20m, Synthetic Rubber) 17
- B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., November 15, 2007
(If mailed, bids must arrive no later than November 14)
- C . Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido,

080-8588 Japan.
Phone : 0155-27-8508

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第138号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成19年10月5日から施行する。

平成19年10月5日

北海道警察本部長 高橋 清孝

別表札幌方面岩内警察署の項中

マリンプラザ			岩内郡岩内町字万代48番6	岩内郡岩内町、字高台、字宮園、字大浜、字東山、字栄、字万代、字大和、字御崎、字清住および字相生
--------	--	--	---------------	---

マリンプラザ			岩内郡岩内町字万代48番地の6	岩内郡岩内町、字高台、字宮園、字大浜、字東山、字栄、字万代、字大和、字御崎、字清住及び字相生
--------	--	--	-----------------	--

野 束	同 字野束47の1	同	字野束および字敷島内	
国 富	同 共和町国富858番1	同	共和町国富（通称セトセ、通称シマツケナイ及び通称9号線以東を除く。）幌似及び南幌似の一部（道道岩内小沢線以北の通称役場前通以東）	
前 田	同 共和町前田50	同	共和町前田、南幌似（道道岩内小沢線以北の通称役場前通以東を除く。）及び老古美	
発 足	同 共和町発足190	同	共和町発足、宮丘及び梨野舞納	
小 沢	同 共和町小沢126の70	同	共和町小沢、ワイス及び国富の一部（通称セトセ、通称シマツケナイ及び通称9号線以東）	

泊	古宇郡泊村大字茅沼村字白別59番10	古宇郡泊村大字泊村、大字盃村、大字興志内村、大字茅沼村及び堀株村
神恵内	同 神恵内村大字神恵内村81番地の4	同 神恵内村大字神恵内村、赤石村および珊内村

野 束	同 字野束48番地の7	同	字野束及び字敷島内	
国 富	同 共和町国富858番地1	同	共和町国富（通称セトセ及び通称9号線以東を除く。）幌似及び南幌似の一部（国道276号線以北の通称役場前通以東）	
前 田	同 共和町前田50番地	同	共和町前田、南幌似（国道276号線以北の通称役場前通以東を除く。）及び老古美	
発 足	同 共和町発足128番地3	同	共和町発足、宮丘及び梨野舞納	
小 沢	同 共和町小沢126番地73	同	共和町小沢、ワイス及び国富の一部（通称セトセ及び通称9号線以東）	
泊	古宇郡泊村大字茅沼村字白別59番地10	古宇郡泊村大字泊村、大字盃村、大字興志内村、大字茅沼村及び堀株村		
神恵内	同 神恵内村大字神恵内村6番地38	同 神恵内村大字神恵内村、赤石村及び珊内村		

面稚内警察署の項中

中 央			稚内市中央4丁目5番27号	稚内市宝来及び中央の1丁目から5丁目まで、港1丁目から3丁目まで、開運1丁目及び2丁目並びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一部
				同 港4丁目及び5丁目、大黒、こまどり、潮見及び末広の1丁目から5

に改め、同表旭川方

大 黒			同 大黒3 丁目2番6号	丁目まで、緑1丁目から6丁目まで、 新末広町、新港町並びに大字稚内村字 ヤムワッカナイの一部
朝 日			同 朝日1 丁目1番5号	同 萩見及び栄の1丁目から5丁目 まで、富岡及び朝日の1丁目から6丁 目まで、若葉台1丁目から3丁目ま で、若葉台、新光町並びにはまなす1 丁目

を
「

中 央			稚内市中央4 丁目5番27号	稚内市宝来、中央及び港の1丁目から 5丁目まで、開運1丁目及び2丁目並 びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一 部
大 黒			同 大黒3 丁目2番6号	同 大黒、こまどり及び末広の1丁 目から5丁目まで、緑1丁目から6丁 目まで、新末広町、新港町並びに大字 稚内村字ヤムワッカナイの一部
朝 日			同 朝日1 丁目1番5号	同 萩見、栄及び潮見の1丁目から 5丁目まで、富岡及び朝日の1丁目か ら6丁目まで、若葉台1丁目から3丁 目まで、若葉台並びに新光町

に、

声 問	同 声問3 丁目11番3号	同 はまなす2丁目から5丁目ま で、声問1丁目から5丁目まで、大字 声問村字声問、字恵北及び字メクマ	を
声 問	同 声問3 丁目11番3号	同 はまなす及び声問の1丁目から 5丁目並びに大字声問村字声問、字恵 北及び字メクマ	に改め、同表旭川方

面留萌警察署の項中

駅 前			同 栄町1	同 船場町、堀川町、東雲町、泉 町、元川町及び緑ヶ丘町の1丁目及び 2丁目、栄町、開運町及び旭町の1丁 目から3丁目まで、末広町、住之江町
-----	--	--	-------	--

			丁目	及び千鳥町の1丁目から4丁目まで、 花園1丁目から5丁目まで、野本町、 高砂町及び五十嵐町の1丁目から3丁 目まで
--	--	--	----	--

を
「

駅 前			同 栄町1 丁目3番28号	同 船場町、堀川町、東雲町、泉 町、元川町及び緑ヶ丘町の1丁目及び 2丁目、栄町、開運町及び旭町の1丁 目から3丁目まで、末広町、住之江町 及び千鳥町の1丁目から4丁目まで、 花園1丁目から5丁目まで並びに野本 町、高砂町及び五十嵐町の1丁目から 3丁目まで
-----	--	--	------------------	--

に、
「

港 北	同 元町4 丁目	同 元町1丁目から5丁目まで、春 日町1丁目から3丁目まで、三泊町及 び塩見町	
大和田	同 大字留 萌村字留萌 2653番18	同 南町1丁目から4丁目まで、大 字留萌村留萌原野(通称大和田) 字 留萌、字ルモイ、字川上、字エトウエ ンベツ沢、字エトウエンベツ及び字エ ラウシナイ	を

「

港 北	同 元町5 丁目89番地の 1	同 元町1丁目から5丁目まで、春 日町1丁目から3丁目まで、三泊町及 び塩見町	
大和田	同 大和田 3丁目42番地	同 南町及び潮静の1丁目から4丁 目まで、大和田1丁目から3丁目まで、 大字留萌村並びに大字留萌村字川上、 字留萌原野、字ユードルマップ、字ホ ロコートロマップ、字ルモイ、字エト ウエンベツ、字ポロコートリマップ、 字ユードロ、字ポロコートルマップ、 字エトウエンベツ沢、字留萌、字ヌブ リケシュオマップ、字エラウシナイ、 字メンコ及び字アイトシナイ	に、

鬼 鹿	同 大字鬼鹿字港 町123番地 1	同 大字鬼鹿
-----	-------------------------	-----------

を

鬼 鹿	同 字 鬼 鹿 港 町 123番地の 1	同 字大楸、字鬼鹿富岡、字 鬼鹿秀浦、字鬼鹿広富、字鬼鹿港町、 字鬼鹿田代、字鬼鹿元浜、字鬼鹿千松 及び字鬼鹿豊浜
-----	----------------------------	---

に改める。

